

佐賀県規則第22号

職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職の設置に関する規則（昭和31年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表</p> <p>主幹、主任主査、主査、<u>副主査</u>、社会福祉主事、福祉主幹、福祉副主幹、身体障害者福祉司、児童福祉司、医療監視員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、麻薬取締員、薬事監視員、漁業監督吏員、小作主事、道路監理員、建築主事、建築監視員、住宅監理員、主任職業訓練指導員、職業訓練指導員、知的障害者福祉司、主任教官、消防教官、隊員、専門職業指導員、主任職業指導員、職業指導員、誘致企業永続支援員、永続事業推進員、統括福祉専任監、主席福祉専任監、福祉専任監、統括用地専任監、主席用地専任監、用地専任監、統括税務専任監、主席税務専任監、税務専任監、統括会計・監査専任監、主席会計・監査専任監、会計・監査専任監、主事、査察指導員、専門児童指導員、主任児童指導員、児童指導員、専門児童自立支援専門員、主任児童自立支援専門員、児童自立支援専門員、専門児童生活支援員、主任児童生活支援員、児童生活支援員、主任生活指導員、生活指導員、専門心理判定員、特別心理判定員、心理判定員、技師、食品衛生監視員、医師、歯科医師、専門薬剤師、主任薬剤師、薬剤師、主任獣医師、獣医師、主任診療放射線技師、診療放射線技師、主任歯科衛生士、歯科衛生士、主任保健師、保健師、主任助産師、助産師、主任看護師、看護師、主任栄養士、栄養士、栄養指導員、と畜検査員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、主任専門技術員、専門技術員、水産業改良普及員、船長、機関長、航海士、機関士、農業改良研究員、農業改良普及員、生活改良普及員、森林害虫防除員、地方種畜検</p>	<p>別表</p> <p>主幹、主任主査、主査、社会福祉主事、福祉主幹、福祉副主幹、身体障害者福祉司、児童福祉司、医療監視員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、麻薬取締員、薬事監視員、漁業監督吏員、小作主事、道路監理員、建築主事、建築監視員、住宅監理員、主任職業訓練指導員、職業訓練指導員、知的障害者福祉司、主任教官、消防教官、隊員、専門職業指導員、主任職業指導員、職業指導員、誘致企業永続支援員、永続事業推進員、統括福祉専任監、主席福祉専任監、福祉専任監、統括用地専任監、主席用地専任監、用地専任監、統括税務専任監、主席税務専任監、税務専任監、統括会計・監査専任監、主席会計・監査専任監、会計・監査専任監、主事、査察指導員、専門児童指導員、主任児童指導員、児童指導員、専門児童自立支援専門員、主任児童自立支援専門員、児童自立支援専門員、専門児童生活支援員、主任児童生活支援員、児童生活支援員、主任生活指導員、生活指導員、専門心理判定員、特別心理判定員、心理判定員、技師、食品衛生監視員、医師、歯科医師、専門薬剤師、主任薬剤師、薬剤師、主任獣医師、獣医師、主任診療放射線技師、診療放射線技師、主任歯科衛生士、歯科衛生士、主任保健師、保健師、主任助産師、助産師、主任看護師、看護師、主任栄養士、栄養士、栄養指導員、と畜検査員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、主任専門技術員、専門技術員、水産業改良普及員、船長、機関長、航海士、機関士、農業改良研究員、農業改良普及員、生活改良普及員、森林害虫防除員、地方種畜検査委員、</p>

改正前	改正後
<p>査委員、家畜防疫員、主任臨床検査技師、臨床検査技師、主任理学療法士、理学療法士、作業療法士、主任言語聴覚士、言語聴覚士、専門研究員、特別研究員、研究員、林業改良指導員、主任准看護師、准看護師、主任運転技術員、副主任運転技術員、運転技術員、主任船舶技術員、副主任船舶技術員、船舶技術員、主任汽かん技術員、副主任汽かん技術員、汽かん技術員、主任技能技術員、副主任技能技術員、技能技術員、主任電話交換手、副主任電話交換手、電話交換手、主任調理員、副主任調理員、調理員、主任農業技術員、副主任農業技術員、農業技術員、主任道路補修員、副主任道路補修員、道路補修員、主任行政技術員、副主任行政技術員、行政技術員、主任守衛、副主任守衛、守衛、主任港湾巡視員、副主任港湾巡視員、港湾巡視員、主任業務技術員、副主任業務技術員、業務技術員、主任技術員、副主任技術員、技術員、社会教育主事、学芸員、学芸員補、文化財保護主事、会計年度任用職員</p>	<p>家畜防疫員、主任臨床検査技師、臨床検査技師、主任理学療法士、理学療法士、主任作業療法士、作業療法士、主任言語聴覚士、言語聴覚士、専門研究員、特別研究員、研究員、林業改良指導員、主任准看護師、准看護師、主任運転技術員、副主任運転技術員、運転技術員、主任船舶技術員、副主任船舶技術員、船舶技術員、主任汽かん技術員、副主任汽かん技術員、汽かん技術員、主任技能技術員、副主任技能技術員、技能技術員、主任電話交換手、副主任電話交換手、電話交換手、主任調理員、副主任調理員、調理員、主任農業技術員、副主任農業技術員、農業技術員、主任道路補修員、副主任道路補修員、道路補修員、主任行政技術員、副主任行政技術員、行政技術員、主任守衛、副主任守衛、守衛、主任港湾巡視員、副主任港湾巡視員、港湾巡視員、主任業務技術員、副主任業務技術員、業務技術員、主任技術員、副主任技術員、技術員、社会教育主事、学芸員、学芸員補、文化財保護主事、会計年度任用職員</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる職員は、別に辞令等により命ぜられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうち、副主査	主査
医療職給料表（二）の適用を受ける職員（獣医師に限る。）のうち、職務の級が5級の主査	主任獣医師